

山梨県国民健康保険運営協議会委員公募要領

1 目的

山梨県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の被保険者を代表する委員の選任に当たり、被保険者の視点から幅広い意見を伺うため、委員の一部を公募する。

2 委員の役割

本県及び市町村国民健康保険事業の安定的かつ効率的な運営の実現を図るため、山梨県国民健康保険運営方針等の重要事項を審議する。

3 応募資格

次に掲げる条件等を全て満たしている者とする。

- (1) 県内市町村の国民健康保険に加入している者で、応募時点で満年齢20歳以上である者。
- (2) 国民健康保険の運営に関心を持っている者
- (3) 年2～3回程度、平日の日中に県庁等で開催される協議会に出席できる者
- (4) 本県の附属機関等の委員となっていない者
- (5) 国又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の国家公務員又は地方公務員でない者

4 募集人数

1名（被保険者を代表する者）

※ 協議会の委員は、被保険者を代表する委員3名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員3名、公益を代表する委員3名、被用者保険等被保険者を代表する委員2名の合計11名で構成。

5 委員の任期

委嘱日（令和6年4月1日を予定）から令和9年3月31日まで

6 応募方法

「応募申込書」と「作文」を、次のいずれかの方法で提出する。

- ・持参 募集期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参。
- ・郵送 令和6年3月21日（木）必着。
- ・電子メール 令和6年3月21日（木）午後5時15分までに送信。

○作文

テーマ：山梨県における国民健康保険事業の運営に対する考えについて
800字以内、様式自由、手書き可、氏名を記入。

7 募集期間

令和6年3月4日（月）から令和6年3月21日（木）まで

8 広報

県ホームページへの掲載及び各市町村への配布

9 選考方法等

(1) 選考等

山梨県国民健康保険運営協議会公募委員選考委員会を設置し、提出された応募書類により選考し、必要に応じて面接を実施する。

(2) 通知等

ア 応募書類の受理について確認を要する場合は、応募者が応募先に連絡する。

イ 面接の必要がある場合については、該当者のみに通知する。

ウ 選考結果については、応募者全員に通知する。

10 公募委員選考委員会

山梨県国民健康保険運営協議会公募委員選考委員会は、事務局を福祉保健部国保援護課に設置し、必要な事項を別途定める。

11 その他

(1) 応募書類の個人情報、選考の目的のみに使用する。

(2) 協議会に出席した場合、県が定める報酬及び旅費を支給する。

(3) 協議会の委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではない。

(4) 協議会の委員の地位を営利、政治又は宗教上の目的に利用してはならない。

(5) 協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

12 応募先

郵便番号400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号

山梨県福祉保健部国保援護課国保指導担当

電話 055-223-1466

FAX 055-223-1468

電子メール kokuho@pref.yamanashi.lg.jp